

## 山梨県介護ロボット導入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、介護職員の負担軽減による離職防止及び再就業を促進するため、介護施設等（別表に定める施設、事業所に限る。）の開設者が実施する介護ロボットを導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金は、広く一般の介護施設等による取り組みの参考となるよう先駆的な取り組みについて支援するものであり、介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費を対象とする。ただし、他の補助金等を受けて導入する機器については、本補助事業の対象とならない。

#### (1) 介護ロボット

次のアからウまでの全ての要件を満たす介護ロボットを導入する事業を対象とする。

##### ア 目的要件

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

##### イ 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

(ア) ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット。

(イ) 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業）において採択された介護ロボット（「重点6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）であること。

(ウ) 厚生労働省が実施した地域介護・福祉空間整備推進交付金（介護ロボット等導入支援事業特例交付金）の「介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業」において採択された介護ロボットであること。

##### ウ 市場的要件

販売価格またはリース価格が公表されており、一般に購入またはリース契約が締結できる状態にあること。

#### (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

次のいずれかを対象とする。

既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。ただし、介護ロボットのメンテナンスに係る経費は補助対象外とする。

##### ア Wi-Fi環境を整備するために必要な経費

配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）

イ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）

ウ 介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連携可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するた

めのゲートウェイ装置等)

(補助金の算定方法)

第3条 前条に規定する事業に対する補助額は、次のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 介護ロボット

ア 前条(1)アに該当する経費の実支出額に次の表第1欄に定める補助対象となる事業所の区分ごとに、第2欄に定める補助率を乗じた額を算出する。

1 区分	2 補助率
(ア) 以下いずれかの要件を満たす介護事業所 ・少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること	4分の3
(イ) 上記以外	2分の1

イ アで算出した額と、以下の表第1欄に定める介護ロボットに応じた第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

ただし、介護ロボットをリース契約により導入する場合は、3年以上のリース契約を締結するものに対し、導入した年度内のリース額を基準額とする。

1 介護ロボット	2 基準額
移乗支援(装着型・非装着型) 入浴支援	100万円
上記以外	30万円

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

ア 前条(2)に該当する経費の実支出額に次の表第1欄に定める補助対象となる事業所の区分ごとに、第2欄に定める補助率を乗じた額を算出する。

1 区分	2 補助率
(ア) 以下いずれかの要件を満たす介護事業所 ・少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること	4分の3
(イ) 上記以外	2分の1

イ アで算出した額と、750万円を比較して、少ない方の額を補助額とする。

ただし、前条(2)に該当する経費のうちリース契約により導入する場合は、3

年以上のリース契約を締結するものに対し、導入した年度内のリース額を基準額とする。

(3) 1回あたりの限度台数は定めないが、補助事業者において、各介護施設等の課題を適切に把握し、介護事業者の負担軽減に資する必要台数とすること。

また、知事が介護ロボット導入計画等から必要台数を精査するものであること。

(4) 前条(1)については、介護ロボット導入計画1計画につき、一回の補助とし、前条(2)については、1事業所につき、一回の補助とする。

(5) 補助金の交付の対象となる経費は、第2条で定めた介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に要する費用とする。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)及び介護ロボット導入計画書(様式第2号)を、知事に提出しなければならない。

(選定方法)

第5条 県は、前条の介護ロボット導入計画書の内容を審査のうえ、予算の範囲内で交付の内示を行う。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 規則第5条に基づき補助金の交付決定を受けた介護施設等(以下、「補助事業者」という。)は、事業内容の変更をしようとする場合は、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。

(2) 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数(以下「財産処分制限期間」という。)を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかななければならない。

(実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、精算払とする。

(補助事業者の義務)

第9条 補助事業者は、介護ロボット導入後の3年間、毎年度3月31日を基準日として、ロボット導入によって得られた効果に関するデータを介護ロボット導入効果報告書(様式第6号)に取りまとめ、基準日から1か月以内に知事に報告しなければならない。また、他の介護事業所が介護ロボットの導入による職員の負担軽減効果等を確認するため、

介護ロボット活用状況に関する視察等の依頼があった場合は特段の支障がない限り、これを受け入れなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- 2 補助事業者は、前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。また、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、仕入控除税額報告書（様式第8号）を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならない。

なお、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

附 則

この要綱は、平成27年9月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の山梨県介護ロボット導入費補助金交付要綱に基づき交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月6日から施行し、令和2年6月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。